

山崎郷土叢

No. 55

55.5.20

兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話②2000

山崎闇斎と山崎(上)

島田 清

〔おことわり〕

本年一月二七日、本多記念館において山崎郷土研究会の総会が開かれたとき、私は、標記の題で講演しました。「この問題は、以前から、いろいろの機会に、いろいろの人から持出され、話題となつていふことだが、何か、はっきりしない印象があるので、明確にしてほしい」というのが、このとき、主催者から出された注文でした。私は、それにこたえるため、参考資料を記載したテキストを用意しました。

終わったあと、参会のかたから、「はっきりした」という所感表明を得ましたので、だいたい、所期

目次

山崎闇斎と山崎(上)……………島田 清……………一
八木家所蔵……………古文書研究グループ……………六
高瀬舟文書について……………堀口春夫……………十二
続山崎昭和年譜……………入江静夫……………十五
国木田独歩と山崎町の関係…………………………十七
史跡部だより…………………………十八
会費変更のお知らせ…………………………十八

の目的を果したように思いますが、いろいろ都合から出席できなかったかたもあつたのではないかと思います。本誌に、全容を掲げていただくこととしました。これまで連載してきたことの続篇は、本稿が終つたあとに続けることといたします。

一、はじめに——問題提起——

山崎町西鹿沢の一角に、古くから「闇斎屋敷」と呼ばれている場所があります。昭和一五年一月、ここに「闇斎神社」が建てられました。このときには、問題とされていることがらも、或程度ははっきりしていたのではない

かと思えます。しかし、これを明確にするような冊子がつくられず、また、この時の関係者も、その後、相ついで物故されたため、この点が、年とともに薄れていったのだろうと思えます。

ところが、作家の吉川英治氏が文化勲章を受けられた記念に、東京の古美術商が持っていた山崎闇齋像を買取り、山崎町に寄贈される、ということが起りました。これは、山崎町にとって、たいへんありがたいことで、文化史上からも意義ふかいことといえます。町も、盛大な贈呈の式典をもうけ、その厚情を深謝するとともに、闇齋出身地としての山崎の活動をさらに進めたい、と所期されたようでした。

この彫像は、現在、「山崎町郷土館」に陳列されています。解説もついています。それに書いてあるとおり、もとの所蔵者は、江戸時代の著名な儒学者、伊藤仁斎嫡孫の伊藤善韶（号東所）です。像の背面に、この善韶が、「山崎闇齋は播州宍粟郡山崎村の人」と書きつけています。このことばをそのままに受取ると、「山崎出身者」ということになります。そうしたことが、短絡的に「山崎闇齋は山崎の人」となり、「闇齋の祖先が山崎の出身だ」という廻りくどい説明と対立するようになったのです。

闇齋神社の境内北東隅には、大きな碑が立っています。

「山崎闇齋先生祖考之碑」で、有名な漢学者、内田周平氏の撰に成る「碑陰記」も刻まれています。

これに、「播磨国宍粟郡山崎村は、実に、先生祖父浄泉君のふるさとである」と書いてあります。つまり、山崎の地は、闇齋の祖父浄泉の生誕地である——ことばをかえて言えば、闇齋の生誕地ではない

——ということになります。山崎が、「闇齋生誕の地」であるのか、「闇齋祖父生誕地」であるのか、の問題は、こうしたところから生れてきたのです。そして、それが、「どちらが正しいか、はっきりさせたい」という声に発展し、今回の講演依頼となったのでした。

二、問題解決の方法

では、どのようにして、この問題を解決すればよいのでしょうか。別に、むつかしいことはありません。「碑陰記」を書いた内田周平氏は、当然、このことを研究されていたと思いますから、その研究書が残っているなら、それをみればはつきりします。もちろん、ほかの人のものでもかまいません。この問題について書いたものであ

時計・めがね・宝石

津村時計店

中央通り・☎②0355

るなら、それを見ればわかる筈です。しかし、残念ながら、内田氏はもちろん、他の人のものにも、このことを説明した文献はありません。

山崎闇齋が京都で生れたことは、闇齋自身が書いたものに明記してあって、疑う余地がありません。したがって、「山崎出身」などという説に正面から取り組む学者はいなかったと思います。ところが、伊藤善韶というよな学者が「山崎村の人」と書いたりしていますので、それだけを見た人は、闇齋を「山崎出身だ」と思います。善韶の時代には、闇齋の出身をそのように信ずるものができていたのかも知れませんが、善韶自身も、或はそう思ったのかも知れません。不見識といえは不見識です。しかし、世の中には、こうしたことが皆無ではありません。時間の経過というものが、事実を遠い霞の彼方へおしやり、何かの印象的なことがただけが誇張されて残る、ということがよくあるのです。善韶の場合も、山崎闇齋が生れた時代より百年近く経過し、闇齋の偉大であったことは広く知れわたっていました。そうなると、闇齋のえらかったことばかりを大きく取りあげ、ひとつの偶像をつくりあげるようになります。出身地についても、どこの人かが話題に上り、少しでも関係のあるところは、「ここが出身地だ」と言い張るようにもなります。闇齋当時の人は、闇齋が京都で生れたことをよく知っていた

ました。したがって、何の問題も起りませんでした。しかし、死後、年代が経過しますとしだいに忘れられ、闇齋の祖父（浄泉）が山崎出身だった、というような面倒くさい説明は、「闇齋は山崎の出」と、簡単に片づけられるようになりました。そして、闇齋を「山崎出身」と書いた書物が、善韶の時代にはあちこちでできてきたのです。これを見た一般大衆が、闇齋を「山崎の人」と思うようになるのも、無理からぬことといわねばなりません。要するに、時間の経過が、「闇齋出身地を祖父の場合と混同させた」ということになるわけです。

本日は、このような過程を究明し、実態を明らかにするのが目的です。これから、その作業を進めてゆくわけですが、順序として、手近かな文献にどのような出てくるか、それから眺めてゆこうと思います。

新才会ピアノ教室

山崎町庄能119の11
電話 ② 3 6 8 6

書道用品・結納用品 志水成文堂

山崎町さつき通り1丁目
☎ ② 0547・4305

三、既刊文献の調査

(A) 郷土研究書

このごろ、「ふるさと」ということばがしきりに使われます。人間は、地上に住む動物です。たとえ、居場所を転々と変えた人でも、心の奥ふかく結びつく土地がどこにあるものです。もし、そうした土地がどこにもない、という人があつたら、その人は、どんなに寂しいかわかりません。これは、理屈でなく、人間の本性です。どうにもしかたのないものです。

「ふるさとを失ったものの悲しみを味わうようになってからでは遅い。そうならない前に、「ふるさと」をしつかり身につけておこう。」

近年の「ふるさとづくり」は、こうしたことのためにおこなわれているのです。

では、どれだけの範囲を「ふるさと」と呼ぶのでしようか。もちろん、いろいろの論議があります。しかし、本稿は、それを検討するのが目的ではなく、また、その余裕もありません。したがって、「わたくしたちの生活している地域」といった漠然とした規定で話を進めたいと思います。固有名詞で表現するなら「山崎町」という

ことになります。

さて、この山崎町の歴史をりっぱにまとめた書物が昭和五二年にできました。「山崎町史」です。これまで、一度もこうした編さんがおこなわれなかっただけに、みんな待望していたわけですが、これに、みごと、こたえたのがこの書物です。内容からいっても、編集方法からいっても、まことにりっぱです。県内の町史のうちでもすぐれたものの一つでしょう。この企画、推進に当たられた町・町教委、実際の編集、執筆をされた各委員、それぞれの精進・努力が結集してこの成果をもたらしたわけで、恩恵をうける私達は、心から感謝しなければなりません。

「町・村」より上位の行政組織として、嘗て、「郡」がありました。大正の終りに郡制が廃止されたので、現在は、地名表示の上で郡名を生かしているに過ぎません。が、まだ、郡制の生きていたころ、粟郡の地理・歴史をまとめ

食料品一切卸問屋

③ 寺田商店

山崎町紺屋町・☎②0005

和洋酒・食料品

城内商店

山崎町東鹿沢・☎②0369

た書物がつくられました。大正一二年、宍粟郡役所で編纂、刊行した「兵庫県宍粟郡誌」がそれです。さらに、それ以前にさかのぼることになれば、江戸時代に入り、数点つくられています。しかし、それをひとつひとつ述べる余裕がありませんので、代表的なものとして「播磨鑑」を取りあげ、それを見ることで進めたいと思います。

(I) 『山崎町史』

江戸時代のこととは、本書の「第四編、近世」に出ています。しかし、「山崎闇齋と山崎」に関する記事はありません。(本書では、「人物篇」を設けていませんので、近世の人物に関しては、「第四編」以外に出てきません。)

(II) 『兵庫県宍粟郡史』

この書には、「第八編、人物」という一章があります。しかし、「山崎闇齋」のことは掲げていません。

(III) 『播磨鑑』

江戸時代につくられた播

磨の地誌はたくさんあります。しかし、最もすぐれているのが「播磨鑑」です。著者は、印南郡平津村(現在は加古川市米田町平津)の算士平野庸修で、ライフワークとして「播磨の地誌編集」を志し、宝暦一〇年(一七六〇)、遂に、この書をまとめたのでした。長く、写本で伝わりましたが、明治四三年(一九一〇)、播磨史談会によって活字化されました。しかし、誤字、脱字が多く、史料として使うのにはたいへん不便でした。「姫路城史」三巻を刊行された橋本政次氏が、庸修自筆の稿本によって嚴重に校訂し、昭和三年に播磨史籍刊行会より出版されたのはこの欠点を補うためで、学会から、多大の感謝をおくられました。昭和四四年、歴史図書社によって履刻がおこなわれたのを見れば、その重要性がうかがわれるでしょう。

さて、この書では、山崎闇齋のことが二箇所に出ています。ひとつは、巻末で、「附録」という見出しの中の「人物門」―「儒之部」です。

「垂加先生、三木郡ノ部ニ委ク見ヘタリ。又、一説ニ、京都ノ産。父者泉州岸和田、祖父者播州山崎ト云。」

今一箇所は、右に見える「三木郡ノ部」です。同

美術・工芸・画材

いとう画廊

山崎町出水町通り
☎ ② 0371

書の「三木郡名所旧蹟並和歌」のところに次のごとく掲げられています。

〃〔垂加先生〕

祖先、播磨国三木
莊人也。詳見于家譜。
先生、自幼穎悟、不
比常見。少年、有故
剃髮、為仏徒。二十

四、五歳時、逃仏而歸於儒。家居於京師、
為諸生講説。拳世称其英才。

又云。明曆戊戌之春、遊于東武、寓於河
内守井上正利之舎。正利從学有年。後、又、
応会津左中將源正之招、為賓師焉。正之卒。
營葬既畢、遂辭其嗣君台餽、退処教授。信
從者、衆。天和二年壬戌九月十六日、以疾
歿。享年六十有五。無嗣子。云云。

右、佐藤直方筆記之中在之。家譜、垂加
文集之中在之。此文集、世板行有之。

又、或説云。

山崎嘉右衛門、○開齋、後号安齋。又、垂加先

生ト云。

宍粟郡山崎村之出生。今無跡。屋敷

八木家所蔵

高瀬舟文書について

古文書研究グループ

ハ、戸塚八右衛門と云士宅の先主の
由。叡山にて安齋と云。後、禅学ニ
入。又、後、神学ニ入ルト云。
今、山崎ノ家中ニ戸塚氏ト云なし。
右、兩説を以て考ルニ、祖先三木莊トアリ。
然レバ、祖先ノ時に三木より宍粟に移り、
出生あるか。不審。〃

(未完)

さる昭和五十二年に新宮町下野の八木俊夫氏の好意に
よって、同家所蔵の掛保川高瀬舟関係の古文書の閲覧を
許された。同古文書は、寛延元(一七四八)年から文化
四(一八〇七)年まで六〇年間のもので三十二通であつ
た。掛保川高瀬舟については『山崎町史』に記述されて
いるが、新資料があるので要点を報告する。八木家文書
三十二通(内部重複を含む)を内容から大別すると、

- (1) 御城米積下げ賃を為政者側が減額するのに対して
船頭側の反対歎願に関するもの。
- (2) 出石河岸での宍粟郡各村船頭と掛東郡船頭との積

荷の公平化に関するもの。

(3) 宍粟郡村々で高瀬舟の新規増船に対して掛東郡各村船頭からの抗議に関するもの。

(4) 登り荷物の浜銭争議に関するもの。

となるが、また、それ以外に部分的な記述によると、古く寛文六(一六六六)年までは、宍粟郡からの荷物は香山村(掛東郡)まで陸送し、ここから掛東郡各村の船頭が高瀬舟で運搬していたことが知られる。(宇野記)

一、御城米川下げ賃米の推移

宍粟郡内産の米・大豆は年貢米として収納される。この穀物は江戸・大坂に廻米されるが、この運搬は出石河岸から高瀬舟によって網干浦の間屋まで送られた。その運賃米を整理すると次の通りである。

享保六年(一七二一)	二升五合
寛延元年(一七四八)	二升五合
明和五年(一七六八)	二升四合七勺(春冬)
安永二年(一七七三)	二升六合六勺(春冬)
安永七年(一七七八)	一升七合五勺(春冬)
寛政元年(一七八九)	二升四合四勺(冬)
寛政五年(一七九三)	二升四合四勺?(冬)

寛政十年(一七九八)

二升四合四勺(冬)

文化元年(一八〇四)

一升六合四勺?(夏冬)

以上のように運賃は船頭側の歎願にもかかわらず、漸次値下げを余儀なくされている。寛延元年の場合は八木家文書だけでは歎願の成否は資料的に不明だが、『町史』所掲の宝暦二(一七五二)年が二升五合だから、歎願は成功したとみるべきだろう。なお、寛延元年の歎願書で次の事が知られる。

(1) 請負は五年年季で請負人を決定した。

(2) 運賃の値下げは宍粟川(掛保川)だけでなく、滝野川(加古川)も同様であり、おそらく他の河川も一斉値下げであったらしい。

(3) 滝野川は二升五合に引き下げられ、宍粟川はそれ

以下を

要求さ

れた。

(4) 滝野川

と宍粟

川の各

種の相

違点が

知られ

純喫茶

エンゼル

山崎町山田・☎②0909

毎日の健康に
玄米入食パンを!!

松原商店

中央通り・☎②0077

る。

穴栗川	滝野川		水路の長さ
7里	9里		一艘の積荷
6-7石余	20石余		舟頭の数
3人	3人		川並(川)の条件
悪(破舟もある)	良		帆
不可	使用可		賃米
2.5升	2.5升		

(安川堅治記)

二、高瀬舟荷争い

出石に舟問屋ができ、高瀬舟が通船しはじめると同時に、揖保郡の「舟持ち」(船頭)たちは出石まで引き上げて舟積みをしだした。そのうちに、山崎でも高瀬舟持ちが生まれ、荷物は順番に積み出すようになった。

しかし、寛延二年(一七四九)頃になると、出石にある問屋たちは、高瀬舟を多く持つようになり、それまでの順番制が守られるものは城米だけとなった。商い荷物は問屋の持つ手舟で勝手に積むので川下船頭たちは出石川岸へ舟を引き上げても五日〜七日も荷物を待たなければ舟積みができなくなってきた。そのうえ、問屋が最賃にしている船は後から引き上げて、その船に積み込みだりするので、船頭たちは問屋に気に入ってもらっために、船賃を引き下げたり、また、現金受取りを節季受取りとし、その内金として受取る米は一石あたり十匁余りもの高値で計算されるなど、問屋の思うままになってき

た。

これでは、昔から高瀬舟を家業としている船頭たちの生計は成り立たず、困り果てて、出石問屋に対して

以前のように城米も商い荷物も順番に船積みするために、「船指」をおくよう再三願い出た。しかし、了解が得られず、川下も船頭たちは出石大庄屋三木彦左衛門へ順番積みにももらうよう嘆願した。彦左衛門は寛延二年九月末に、揖保郡船持ちたちの願いを聞き入れ、次のことを申し渡した。

- (1) 「船指」を置き、順番に船積みをさせること。
 - (2) 船賃は即金払いのこと。
 - (3) 船指の賃銀は一艘につき、銀六分ずつ支払うこと。
- ところが、出石問屋たちはその内容では納得しなかったため、ついに同年十月十五日、船持ちたちは大坂谷町奉行所へ提訴に及んだ。今宿問屋たちはそれに対して、同年十一月二日、同奉行所に船頭たちの不当行為を指摘して訴訟をしている。すなわち、船頭たちは従来の慣例

和洋酒食料品販売
八百福商店
 山崎町山田・☎②0413

和洋酒食料品} 卸問屋
三輪又商店
 TEL ②1173

株式会社 安井書店

宍粟郡山崎町山崎90
☎ 山崎②0700(代)

にない船指設置などの「新法」を企てたが、我々が聞き入れないことを理由に出石通舟を差し止めたり、川下でも通舟阻止をしたというのである。

それについて、船頭側は彦左衛門が了解のうえで九月二十八日に船積み順番と運賃当銀、そして船指賃銀は船頭たちが支払うよう決めていたところ、問屋たちが妨害したのであって、問屋のいう滞り荷物は船頭がそれぞれ一回通り積み下げすれば済む程度である。また、通舟を阻止するようなことはしていないという返答書を十二月二日に提出している。

この問題に関する結末は、当文書からは詳細につかめないが、船頭側から出された「新法」が認められたようである。船差配人（船指）を置き、船積みを順番にすること、差配人には一艘につき、四分五厘の手数料を船頭が支払うことで解決している。

ところが、寛延四（一七五一）年五月、中広瀬村鳩屋孫八は、自分が病気で内容がわからないまま、家内の者が和談の押印をしたことであり、自分は承知できないとして、その証文から自分の名を取り下げた。そこで船頭たちは同月七日より、孫八の荷物の船積みを拒

否し、孫八の手舟通舟を阻止したのである。この問題については相方言い分があり、結末は今後の史料発掘を待たなければならぬ。

当文書でわかる範囲だけを紹介しておく、孫八は前記の個人的理由に合わせて、船頭たちは網干五ヶ浜へ着船しても、荷上げや倉入れもせず、降雨の時など荷物に覆いもかけず粗末に品物を扱い、また、途中の村々への荷物には増賃銀を取るなどと提案して、荷主や浜方商人たちも大いに迷惑していると寛延四年六月五日付で訴えている。

それに対する返答書として、同年六月五日付で船頭たちが異議を申し立てている。孫八は新法を守らなかつたので、舟差配人からも指示がなく船積みしなかつた。また孫八の手舟を通舟妨害したのは、順番を破ったからである。なお浜での荷上げについては船頭がするが、倉庫入れまでする必要はなく、ましてや、荷上げの後で雨が降ろうが船頭には関係がない。つぎに舟賃については、目的地への往復という条件で決めているので、他浜へ運ぶ荷は増賃銀を要求しても当然である。また、荷物の取扱いが手荒いというが、新法の中でも、もし、不届きな船頭がいたら届け出るようになっており、今のところその届け出がないことからしてそんな船頭はいないというのである。

楠風閣式場指定店
農協会館
婚礼出張
堀口写真館
山崎中央商店街・☎②0934

三、新規定船問題

八木家文書の中には、「新規定船」問題も含まれている。この問題は、掛東郡の村々と穴栗郡の村々の船頭の積荷争いの延長線上にある問題である。

享和元（一八〇一）年八月、川下の下野・上笹・下笹・吉島・香山の舟持惣代から出石舟差配問屋

幸助への歎書が出されている。その内容は、(一)川下の村々は古来高瀬舟を持ち賃銭を稼いできた。(二)ところが近年川上の御名・川戸・出石各村で「新規ニ造船」し、出石の川岸で荷物を積むために「川下古株」船は圧迫され、川下より舟を引揚げても荷物が足らず「無抛空船乗下」る状態であるので、(三)新規の船は出石川岸での荷物順番積から除外してほしい、というものであった。

この歎願は解決しなかったようで、翌享和二（一八〇二）年九月、香山・上笹・下笹・苜崎・宿・吉島・下野の七カ村は大坂奉行所への訴訟を決意し、訴訟費用は各村がその舟数に応じて受けもつ、各村舟持惣代は船頭の中に団結を乱す者の出ないようにする。など六項目にわたる約束事を決め結束を固めている。今でいう原告側の代表が大坂へ出て関係書類を調べ準備していたが、この

問題はまず山崎藩の役所へ訴え、それでも解決しなかったら大坂奉行所へ訴えようということになったようで、関係者は帰村している。そして、同年十二月十八日右の七カ村は山崎藩役所へ、川戸村、比地村、今宿村を相手に訴えている。

宝暦三（一七五三）年に川戸村・比地村で各一艘新規に船が造られ問題になった時、新規の舟はまず山崎藩の役所へ届出ることが決められたというのが七カ村がこの問題を山崎藩に訴えることにした理由であるが、訴えの中味は今まで紹介してきた通り、川下の村々の既得権がおびやかされるので新規の舟は認めないでくれということである。これに対して、被告側の三カ村は十二月二十四日に山崎藩役所へ返答書を出している。その内容は、

(一)新規舟は山崎藩へ届け出なければならぬという取り決めはない、(二)もともと高瀬舟の定数などない、故に「新規舟」問題もありえない。年々舟数に増減がある。(三)川下の村も宝暦年間に比べ四十艘ばかりふえているが問題になっていない、などであり、山崎領の村々の高瀬舟営業権を主張している。この争論がどういふ結果になったかは八木家文書ではわからない。

双方の主張の数字的裏付けをみてみよう。七カ村が訴訟を決意した一八〇二年九月の時点で七カ村側は各村の舟数を一二四艘と確認している。また同年十二月二十四

日の前記三カ村の返答書で、川下の舟数が四十艘ほどふえ、百二十艘ほどと述べている。これらの数値は「山崎町史」七三〇頁の記述とほぼ合致している。

しかし、七カ村側が山崎領三カ村の新規舟数を九艘と書いていたが、これが以前と比べてどうであったかは、今の時点では資料を欠くので不明である。(清水哲記)

四、高瀬舟登り荷物の浜銭争議について

江戸時代の初期、元和年間(一六一五～二二)に、掛保川に高瀬舟の開通をみて以来、高瀬舟輸送は発展し粟郡の荷物は掛保川沿いの村々の船頭達によって、今宿村出石問屋から送り状を貰い、規定の舟賃を受取り積上げられ、帰りの引き上げ荷物は網干の三ヶ浜(新在家村・沖之浜村・余子浜村)の問屋の指図で送り状を貰い、川上のそれぞれの場所へ規定の舟賃で引き上げられていた。

ところが安永二(一七七三)年九月十二日に、播州余子浜村の船御連上問屋の成田屋礪右衛門より、最近、掛保川筋の二十三ヶ村の船頭共が、けじからんことに、川下げ諸荷物を余子浜へ浜上げせず、また川下より引き上げる荷物も同じように余子浜で荷積をしないので、今までのように問屋に入ってくるお金が少なくなり困窮している。そこで下り荷物は何処へ廻そうと構わないが、上り荷物に限って、上り荷物四十貫目に付、四分宛(舟一

艘から凡そ二匁)の浜銭を船頭から貰いたいとの旨の願が奉行所へ出された。それに対して掛保川筋の船頭達は私達はただ、帰り舟引き上げ荷物は、網干の三ヶ浜問屋の指図でもって、送り状を受取り川上のそれぞれの場所へ規定の舟賃で引き上げているだけであって、そのような浜銭を船頭から出すような事は、古来より前例のない事です。また、私達の貰っている上り荷物の舟賃は、四十貫目に付、網干ノ余部村、三・四分。網干ノ正条・新在家、六・七分。網干ノ東用村・萩原村・真砂村、五分。網干ノ竜野九分。網干ノ背崎村・新宮村壹匁二・三分。網干ノ笹村・香山村・宇原村式匁。網干ノ出石式匁七分。というふうに道法の遠近によって、それぞれ違うのです。この舟賃の中から四分宛出しているは、私達は迷惑至極で生活に困ってしまいます。四分ずつというのが荷物にかかるのであれば、荷主を呼び出し荷物四十貫目に付四分宛を荷主から差し出すように命じてくだされば、私達船頭は何の差し障りもありませんとの旨の答を奉行所に返しているのです。

つまり九月十二日に成田屋礪右衛門の投じた一石によって、掛保川筋の船頭達の代表(川戸・宇原・香山・上笹・下笹・吉島・新宮・曾我井・下野・背崎・宿の各村)は竜野町大屋善兵衛宅へ寄合いその対策を協議したりした。その結果、十月二十三日には奉行所へ船頭達の窮状を訴

へ出している。奉行所への出訴の成否は現在、資料を欠くので、新資料の発見を待たねばならない。(清水卓美記)

続山崎 昭和年譜

堀 口 春 夫

昭和四十六年 二月マレーシャ青年宍粟郡の青年と交歓

の為来崎三日間帯在して各所を見学す、

建国記念日に宍粟茶道研修会が流派を超

えて発足し会長に庄静夫先生、三月詩吟

剣扇舞盛んとなる早淵流支部道場開設、

四月山崎町立職業訓練センターが竣工、

技能者の養成など行われる。県会議員選

挙岡嶋照明氏当選す。兵庫相互銀行山崎

支店が鹿沢のメイン街に竣工す。五月最

上山に優雅なボンボリ灯がともる。八月

山崎高校野球部夏の大会予選優勝戦迄勝

ち進む。応援団第一位受賞、山崎野球大

会二十五チーム熱戦展開、日本電気優勝

す。安井淳三氏無投票町長に当選、同時

町議選有、日本書道展で山崎校児童天下

に注目さる。十月本多神社の改築竣工し

祭典に餅まき剣扇舞奉献す。山崎愛宕山

昭和四十七年

一帯に別荘団地建設計画さる。第一回山崎町民運動会体育の日に開く。小学校運動場にて、十二月賀堂流篠の丸吟詠会結成発足す。

二月宍粟郡広域行

政協議会が発足、手始めに宍粟花木生産

流通センター五十波に設ける、山崎商工

会青年部会、政治評論家藤原弘達氏を招

待、時局講演会を開く下村記念館於。三

月かじわの老人大学存続す。新安井町長

によって予算案編成総額十五億二千万円、

意欲的な大予算、待望久しき小学校第二期

期工事、町民グラウンド。中国縦貫道の準備

を含む、新幹線岡山まで開通、四月山

崎町安富町の広域行政の一環として廃棄

物処理場が両町協力で塩田籠桶公有林内

に完了す。中学校統合問題はか否か論議

される。五月山崎町段に子供遊園地作

られる。六月モタリーゼーション時代の

漢方薬と食事指導

有限会社

ドラッグストア
ひがしや

山崎町中央通り・☎②0109

鮮魚・料理仕出し

中村鮮魚店

山崎町中央通商店街
電話 ② 2468 (代)

カット&パーマ

婚礼着付

水川美容院

山崎町役場前・☎②0590

胤師並に血縁
女優吉永早百
合来崎す。午
後新潮会の招
きで高田好胤
氏の講話会を
山中体育館で
開く。宍粟信
用金庫は営業

さつき展車氾濫す。七月中国縦貫高速道路は道路公団より各大手建設会社が区分請負してそれぞれ着工す。四十九年八月には完成の見込み、母栖の山林約十三町歩が開発会社の手によってゴルフ場レジヤ―センター等に開発着工さる。八月安井山崎町長中国縦貫高速道路沿線開発調査団の一員として西欧先進国八ヶ国を訪欧視察に出発される。山崎新潮会満二十周年を迎え「町民憲章碑」を山崎町に寄贈し盛大な記念祝賀会を催す。十月山崎町待望の町民グラウンドが下町に完成デビューす。十一月薬泉寺前住職高瀬盈詳師の頌徳碑除幕式に奈良薬師寺管長高田好胤師並に血縁

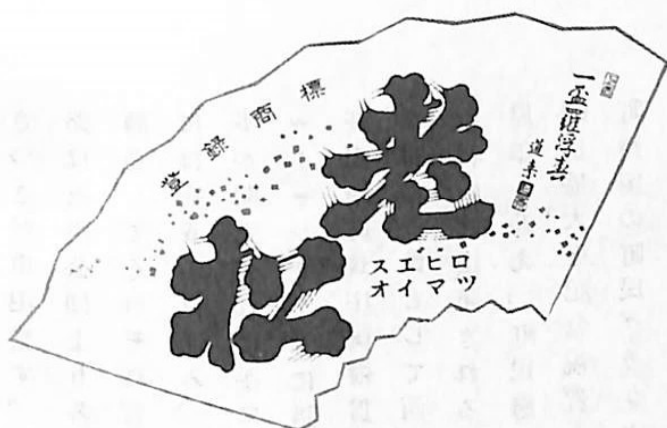
昭和四十八年

地域拡大と共に西兵庫信用金庫と改称す。衆議員総選挙行わる。インフレ時の利殖と中国縦貫道インターチェンジを見込み土地ブーム起り、山崎の地価高騰す。十二月ジャスコ新店舗改築完成四階建ビルオープンす。

下村記念館裏元堀跡無料駐車場となる。山崎町予算一般会計十六億三千万円、新規事業に十二億三千万円、環境福祉教育振興地場産業等の育成に超大型予算となる。飼料の大巾値上りで畜産農家に危機当来、四月弁天さんの玉垣修築竣工す。老人大学一谷副知事を迎へて講演会開く。五月郡内の名士を迎へ茶道研修会総会開く。東洋建材山崎工場創立十周年記念式典行う。六月山崎さつき展駐車場に中国縦貫道上を借る。郷土館開館人気を呼ぶ。七月山崎小学校本館新築落成す。八月老人福祉センター西鹿沢に起工す。九月県立林業試験場が五十波に竣工移転す。中国縦貫道郡内だけでも八十億円の工費かけて着々進行中、十月八幡神社本殿屋根替落成し餅まき並に山崎祭り本年は子供

御輿の外稚子行列商店街手踊等特に盛大、十月新潮会河野鉄兜の孫河野資基先生を迎え座談会を開く楠風閣於、山陽信用組合二十周年記念に石原慎太郎氏を迎へ大講演会を開く。十一月山小旧校舍跡地、史蹟か、校地か、文化センターとすべきか学校プールとすべきか問題起り討論会開く。十二月山崎町住民の生命と財産を守る山崎町消防署役場西隣に新設落成す。石油ショックで狂乱物価の時代当来す。

昭和四十九年 一月老人福祉セン



ター山崎西鹿沢に完成す。二月林業試験場跡に老人大学永置か、山崎十年ぶりに大雪に包まれる。石油ショック以来物価暴騰に上昇す。山中にブラスバンド十八種四一点の吹奏楽器本多家より奇贈、五月ジャスコ

昭和五十年

横木工作業所より出火民家九軒程全半焼す。六月同和問題解決の為民主化協議会が開れ渡辺徹京大教授の講演会有。七月参議員選挙有。山崎小学校プール完成す、山崎名物中央商店街土曜夜店本年より本町山田町両商店街を加え土曜日とす。八月宍粟郡内全域の電話がダイヤル式直通になる。九月上寺池田能楽堂で掬水会十五周年記念謡曲能楽大会開催関西能楽の重鎮大西信久一門挙げて来崎盛会に行はれる。十月農家の青年にお嫁さんを斡旋する農家花嫁銀行が山崎町に設立す。十一月県知事選挙坂井氏再選す。不況の波次第に中小企業に浸透し人員整理失業者ふえる。伊和高駅伝近畿大会優勝す。山崎水道拡張配水タンク新設工事上寺で着々進行。

一月郷土研究会総会老人福祉センターで島田清先生の考古学講演を聞く、山田公民館建つ。地区公民館としては最も充実した設備なり。建国記念日千草鉄「たたら」復元、試みに玉鋼を造る刀剣会人間国宝宮入行平（長野県）長船鍛冶士一法

子源貞道（大阪）の二人千種町に来て火入れす。開通を急ぐ高速道路切窓峠の難工事と西宮青葉台で開通遅れる。三月文化団体の提携と親睦に山崎文化連盟結成す。会長庄静夫先生、博愛病院、宍粟郡広域行政協議で郡民病院として発足す。四月県会議員選挙に小川登氏当選す。本多記念館「芙蓉庵」落成す。五月温故知新、郷土の歴史を残す民俗資料館鹿沢城趾に開館す。宍粟郡広域センター今宿に落成す。六月さつき展五十波と下村記念館の二会場で開催す。七月山崎町合併二〇周年記念式典、全町挙げて盛大に開く各種催有。八月山崎町ダブル選挙十六日より熱戦展開す。結果安井淳三氏再度町長となる。九月ライオズクラブ十周年記念式山中体育館で開催、十月十六日より待望久しき中国縦貫高速道路開通す（岡山落合吹田間）祝中国縦貫道路山崎祭盛大に行う。

国木田独歩と山崎町の関係

入江 静 夫

西播磨は上代より文化の発達に貢献した地域である。赤穂、竜野、山崎は文化の三拠点として発達して来た地域で、明治の文豪国木田独歩は竜野で八十周年行事があり竜野播土国木田専八の子で淡路善太郎の妹マンとの間に出来た子供で明治四年七月十五日下総国銚子で生れ名は亀吉又は哲夫と呼ばれていた。幼少の頃は山口県の祖父の所在地で成長し明治十八年山口中学に入学、明治二十年東京専門学校入学、明治二十六年国民新聞社入社、明治二十八年従軍し帰京国民の友編輯、明治三十五年近事書報社入社、明治四十一年六月二十二日相州茅ヶ崎南湖院で死亡と伝えられている。

国木田独歩が山崎町鹿沢一〇六番屋敷に寄留していたのか入寄留簿に名を残していた。

山崎町山田の西川直治氏より波岡三郎氏夫人の生れ場所を調べて欲しいと聞き調査した際寄留簿に国木田亀吉が山崎町鹿沢一〇六番屋敷に登録されていたのを見て不審をいだき寄留の原因は何かと考え調査に手をつけた。その後山崎町に町歌を制定したらとの声があり芦屋市の富田先生に作詩を依頼することとなり、富田碎花先生の宅を訪ねお願いした時、富田先生より国木田独歩の八十周年記念の行事が竜野市で執行され参列されると申されたので国木田独歩と山崎町の関係を話しました。

その後、電話連絡で神戸新聞社の者が行くから国木田

独歩関係の資料を頼むと聞き後日資料を提供したのです。提供した資料は次の通りです。

国木田専八

- 二男 倉太郎
- 三男 辨次郎
- 四男 収二
- 長女 すみ (駒井定吉妻となる)
- 嗣子 亀吉 (哲夫、独歩とも云う)

駒井源兵衛

- 長男 定家
 - 長男 貫太郎
 - 長女 たま
 - 二女 ゆき (米田耕八に嫁ぐ)
 - 二男 元哉
- 三男 定吉
 - 養子 貫太郎
- 妻 すみ (国木田専八の長女)

米田 耕八

- 長男 竜平
 - 長女 ベセ
 - 二女 ユキ
 - 三女 カネ (波岡三郎妻となる)
 - 長男 捷
- 妻 ツル
- 妻 イジニ
- 二男 耕八

妻 ユキ (駒井定家二女)

以上三家の親族関係を補足説明し、寄留については昭和二十七年八月一日住民登録施行により寄留簿は放棄処分されたのから見当らないので説明補足に終った。

国木田亀吉の登録した寄留簿が残っていると確実に証明が出来たが、残念乍ら時代の移り変りと制度の改正及取扱者の変動で致し方のない次第です。しかし乍ら駒井家は軍医であり、姉の婚家でもあるので国木田独歩は静養のため寄留したのではないかと考えられる。尚国木田独歩が居住又は鹿沢で見た人を探しましたが、故人の歯科医の堀口遠哉老人が会った事があると言はれた以外に知る人もないので寄留された目的も不明です。

山陽興産株式会社

山崎事務所

山崎町鹿沢33番地
☎②0466・②0883・②5889

史跡部だより

本年度の史跡は、先号で一応概略を報告しましたが、五月中旬つぎの四ヶ所に標識を建てました。碑面は左の通りですが、ついでのおりにはぜひご覧下さい。

() 内は位置

◎ 史跡 山崎城外堀跡 (本鹿沢聖旨保育園東北隅)

外堀は武家屋敷一鹿沢と町家との境界として、門前から清水口まで東西に長く延びていた。巾の広い所では三間もあり、俗に三間堀ともいわれ、小舟でお切米を運んだり、又夜警の見廻りにも使われていた。

外堀の北側には町家があり、それは戦略的意図の下に特異な町筋がつくられ、社寺が配置された。

◎ 史跡 須賀代官屋敷跡

(須賀五八番地の五、関電山崎寮西北隅)

須賀代官は、この辺の天領一須賀・三谷・中野・上ノ・皆河等からの上納米をとりじきり、一般行政にあたったが、但馬の生野代官の支配下にあった。

代官の屋敷は、ここ五八番地の他七四、七五番地計約一六〇〇坪はあったと思われる。

又、代官をつとめたのは小針、松尾両氏の世襲であった。

◎ 史跡 長水城跡 (宇野伊水小学校校門外)

長水城は、この上標高五八四メートルの長水山城にあった。赤松則村の孫、篠の丸城主広瀬師頼は、長水山の要害を見、ここに築城して本拠とし、以後は篠の丸城を支城とした。

長水城は本郡内外に多くの支城をもっていたが、嘉吉の変に当り、山名氏に攻め落された。後、応仁の乱に赤松政則が旧領を回復し、一族宇野加順を城主とした。天文年間に一度尼子氏に服じ、次で天正八年五月、宇野祐清の時、羽柴秀吉に攻め落された。

◎ 史跡 山崎藩大庄屋 庄屋敷

(高下一二八三番地 庄屋前)

山崎本多藩には三人の大庄屋があり、領内三十九村を三分して担当し、毎月三と八の日は藩庁に出勤した。又各村々一部落ごとに庄屋があつて、大庄屋より藩命が伝えられた。

大庄屋庄氏の先祖は、長水城の重臣であつた。その屋敷高下一二八三番地は、面積約千坪、現在の建物は、天保九年の再建で、大庄屋時代のものである。(以上)

会費変更のお知らせ

今年の総会において郷土研究会費の変更が決定し、現行三百円が五百円となりました。

理由は、据置きになっていました会報の値上げ、史跡事業の石柱の値上げ、及び拡大していく事業増加が主たる理由であります。皆様のご協力、ご理解をお願いいたします。

(事務局)

史跡踏査